

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定第五条の実施に
関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、協定を締結するための交渉において到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録並びにロシア連邦政府については3(2)に規定する代替によって当該核物質と代わる核物質の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

2 協定第五条に関し、それぞれの国の法令に従い、協定の適用を受ける全ての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

3 協定第五条(2)に規定する補助的措置は、次のとおりであることが確認される。

(1) ロシア連邦政府は、日本国政府に対し、国際原子力機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表及び保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設の一覧表を毎年提供する。

(2) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、国際原子力機関による保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設（協定の附属書BのB部に掲げる施設）に置かれることとなる場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転に先立ち、双方が満足する措置（保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設にある同量の核物質であつて核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を含む。）につき書面により合意する。

(3) ロシア連邦政府は、日本国政府及び国際原子力機関に対し、相互の取決めに従い、協定の適用を受ける核物質及びこれに代わる核物質の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。

(4) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、(3)の規定に従って提供された報告書に

関して協議し、及び当該報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

本大臣は、更に、前記の了解がロシア連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

日本国外務大臣 中曾根弘文

国営公社「ロースアトム」社長 S・V・キリエニコ閣下

(ロシア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、ロシア連邦政府に代わって前記の了解を受諾するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

日本国外務大臣 中曾根弘文閣下

国営公社「ロスアトム」社長 S・V・キリエンコ